

岐阜県公報

目次

規則

○岐阜県地方独立行政法人法施行細則

(医療整備課)

ページ

○岐阜県地方独立行政法人経営安定化基金条例施行規則

(同)

三

○岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則

(同)

五

○岐阜県修学資金貸付規則を廃止する規則

(同)

五

○岐阜県立看護大学条例施行規則を廃止する規則

(同)

五

告示

○岐阜県立看護大学で使用する大学長印の廃止

(同)

五

規則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県地方独立行政法人法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)、地方独立行政法人法施行規則(平成十六年総務省令第五十一号)及び岐阜県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例(平成二十二年岐阜県条例第十九号)に定めるもののほか、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二條第二項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務を委託する場合の基準
 - 二 競争入札その他契約に関する基本的な事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、地方独立行政法人(以下「法人」という)の業務の執行に関し必要な事項
- (中期計画の認可の申請)

第三条 法人は、法第二十六條第一項の規定により中期計画(同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)の認可を受けようとするときは、当該中期計画における最初の事

業年度開始の日の九十日前までに（法人の成立後最初の中期計画にあっては、法第二十五条第一項前段の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく）、当該中期計画を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第四条 法第二十六条第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 施設及び設備に関する計画

二 人事に関する計画

三 中期目標（法第二十五条第一項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の期間を越える債務負担

四 法第四十条第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に關する計画

五 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に關し必要な事項（年度計画の記載事項等）

第五条 法第二十七条第一項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、中期計画に定めた事項に關し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第二十七条第一項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績報告）

第六条 法人は、法第二十八条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について岐阜県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後三月以内に年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書の記載事項）

第七条 法第二十九条第一項に規定する事業報告書においては、中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標の期間における業務の実績報告）

第八条 法人は、法第三十条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後三月以内に当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

（特定の償却資産の指定）

第九条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に对应すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

3 法人（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人を除く。）の成立の際、法第六十七条第一項又は第二項の規定により法人に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第一項の規定による指定があつたものとみなす。

（財務諸表）

第十条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第十一条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 五年

二 法第六十八条第一項に規定する公立大学法人 六年

（剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手續）

第十二条 法人は、法第四十条第三項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第四十条第一項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の手續）

第十三条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」と

いう。)に係る法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

- 一 承認を受けようとする金額
 - 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手續)

第十四条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金(以下「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第十五条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第十六条 法人は、法第四十一条ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十七条 法人は、法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売却以外の方法による処分等)にあつては、その適正な見積価額)
 - 二 処分等の条件
 - 三 処分等の方法
 - 四 処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県地方独立行政法人経営安定化基金条例施行規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県地方独立行政法人経営安定化基金条例施行規則

(総 則)

第一条 この規則は、岐阜県地方独立行政法人経営安定化基金条例(平成二十二年岐阜県条例第三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金事業)

第二条 条例第一条に規定する事業は、条例第二条各号に掲げる地方独立行政法人(以下「法人」という。)に対し、法人の運営に要する資金が一時的に不足すると見込まれる場合において、当該不足見込額として知事が認める額を限度として資金を貸し付ける事業とする。

(貸付金の利率、償還期限及び償還方法)

第三条 前条の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）は、無利子とする。

2 貸付金の据置期間は当該貸付けを受けた日が属する年度の末日までとし、償還期限は当該貸付けを受けた日が属する年度の翌年度以降五年を超えない範囲内で知事が定める期間内とする。

3 貸付金の償還は、年賦又は半年賦の均等償還の方法によるものとする。

（貸付けの申請）

第四条 貸付金の貸付けを受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて知事に申請しなければならない。

一 貸付金所要額の計算内容

二 資金計画

三 貸付金償還計画

四 その他知事が必要と認める事項

（貸付けの決定）

第五条 知事は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、貸付金の貸付けを適当と認めるときは、貸付金の額を決定し、その決定の内容を当該法人に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査により貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を当該法人に通知するものとする。

（借用証書の提出）

第六条 前条第一項の規定による通知を受けた法人は、知事が定める貸付期日までに、借用証書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の借用証書の提出がないときは、貸付の決定を取り消すことができる。

（貸付金の減額等）

第七条 知事は、貸付金の貸付けを受けようとする法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該法人に対する貸付金の額を減額し、又は貸付金の貸付けを行わないことができる。

一 法人の運営に要する資金について一時的に不足すると見込まれる額を過大に見込んでいるとき。

二 偽りその他不正な手段により貸付金の貸付けを受けようとしたとき。

三 その他知事が必要と認めるとき。

（期限前償還）

第八条 知事は、貸付金の貸付けを受けた法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該法人に対し貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

一 前条第一号又は第二号に該当することが判明したとき。

二 貸付金を第二条に規定する事業以外の目的に使用したとき。

三 貸付金の償還を怠ったとき。

四 その他知事が必要と認めるとき。

（償還期限等の延長）

第九条 知事は、貸付金の貸付けを受けた法人に災害等の特別の事情があると認めるときは、貸付金の償還期限を延長することができる。各年度に行う償還に係る償還期日についても同様とする。

2 前項の規定による償還期限又は償還期日（以下「償還期限等」という。）の延長を受けようとする法人は、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、償還期限等の延長を適当と認めるときは、延長後の償還期限等を決定し、その決定の内容を当該法人に通知するものとする。

4 知事は、前項の規定による審査により償還期限等の延長をしない旨の決定をしたときは、その旨を当該法人に通知するものとする。

（繰上償還）

第十条 貸付金の貸付けを受けた法人は、貸付金の全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする日の二十日前までに知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（延滞利息）

第十一条 知事は、法人が支払期日までに償還金を支払わなかったときは、その延滞金額につき年十・七五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利息を支払うべきことを請求することができる。

2 延滞利息の金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（報告及び調査）

第十二条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付けを受けた法人に対し必要な報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。

（雑則）

第十三条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十九号

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則
岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則（昭和五十一年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

三年	四十人
二年	七十人
一年	二十人
二年	二十人
二年	三十五人

を

三年	四十人
二年	七十人
一年	二十人
二年	二十人
三年	三十人

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県修学資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十号

岐阜県修学資金貸付規則を廃止する規則

岐阜県修学資金貸付規則（昭和三十四年岐阜県規則第八十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立看護大学条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県立看護大学条例施行規則を廃止する規則
岐阜県立看護大学条例施行規則（平成十二年岐阜県規則第二百五号）は、廃止する。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百六十七号

岐阜県立看護大学で使用する大学長印（平成十二年岐阜県告示第九十号）は、平成二十二年四月一日から廃止する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十二年四月一日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県
岐阜市藪田南二丁目一番一号
庁 県

編 集

各務原市テクノプラザ一―

ブイ・アール・テクノセンター